

山形県事業承継促進事業費補助金 補助対象経費早見表

主な対象経費例【○】	主な対象外経費例【×】
<p>【共通】</p> <p>①謝金 補助対象事業を実施するために必要な謝金として、専門家等に支払われる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 専門家は、士業及び大学博士・教授に限ります。 ※ 支援機関の職員を専門家等として支出の対象にはできません。 ※ 謝金の単価は補助事業者が定める規定等によりその根拠が明確であり、その金額が社会通念上妥当なものである必要があります。 ※ 依頼する業務内容について事前に書面等を取り交わして、明確にしなければなりません。 ※ 本補助事業への応募書類の作成代行費用は補助対象外です。 ※ 補助事業者に指導・助言する専門家等に対する謝礼が該当し、指導・助言以外の業務を受託した専門家等に対する謝礼は「③委託費」に該当します。 <p>②旅費 補助対象事業を実施するために必要な出張に係る経費（交通費、宿泊費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 実費扱いとし、支給対象者は事業従事者（申請者、役員及び従業員）及び事業を行うために必要な会議等に出席した外 	<p>○本事業の目的と合致しないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請額が 10 万円未満のもの ・事業遂行に直接関係のないもの ・グループ内の事業再編に相当する場合 ・物品・不動産等の物的資産のみの売買 ・親族間の事業承継に相当する場合 ・事業譲渡において、有機的・一体的な経営資源（設備、従業員、顧客等）の引継ぎが行われていない場合 <p>○汎用性があり、目的外使用になりうるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名刺や文房具、その他事務用品、紙皿等の消耗品、什器類 ・パソコン、タブレット端末、スマートフォン、コピー機、複合機、Word、Excel 等のオフィスソフト ・自動車など車両運搬具 ・備蓄用の飲食料品 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書、契約書、請求書、納品書など必要な経理書類を用意できないもの ・使途、単価、数量、規模、調達先等の確認が不可能なもの ・山形県外の事業所に係る経費 ・現金で支払われたもの、代金引換払したもの ・自社製品

部専門家等とします。

※ 交通費は公共交通機関の利用のみとし、ガソリン代、駐車場代、タクシー代等は補助対象外です。

③委託費

補助事業の実施に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費

※（例）FA（ファイナンシャルアドバイザー）・仲介契約着手金、月額報酬、成功報酬、企業概要書作成費用、デューデリジェンス費用、最終契約書作成費用、不動産鑑定評価費用、定款変更等登記費用、社内研修費用 等

※ 委託内容、金額等が明記された契約書等を締結し、委託する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。

④その他経費

上記経費の他、県が特に必要と認める経費

【譲受型のみ】

①許認可等取得関連費

引き継いだ事業を営むために必要な許認可や公的認証等の取得に要する経費

※（例）飲食店営業、建設業、風俗営業、産業廃棄物収集運搬などの許可・認可の申請に必要な経費

②備品購入費

- ・中古品（未使用品、新古品、リユース品を含む）
- ・雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・タクシー代、レンタカー代、ガソリン代、駐車場代、高速代
- ・保険料、保守料、延長保証料
- ・借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・送料、電話代、インターネット利用料金等
- ・切手や商品券等の金券の購入、仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券での支払、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払、相殺による決済
- ・収入印紙
- ・振込手数料、両替手数料、インターネットバンキング利用料、決済手数料、クラウドファンディング手数料
- ・消費税及び地方消費税相当分
- ・建物の建築・修繕、土地の造成、駐車場の改修等に係る経費
- ・免許・特許等の取得・登録費
- ・各種キャンセルに係る取引手数料
- ・事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・提出に係る費用
- ・自社で使用せず、第三者に使用させるための設備等の導入経費
- ・既存設備の廃棄・処分費
- ・交付申請時点で補助事業の実施場所を有していないもの
- ・補助事業実施期間中に支払い等が完了できない経費
- ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ・その他知事が不相当と認めるもの

事業の譲受にあたり、機械等の入れ替えのため備品を購入するための経費

※ 汎用性があり目的外使用となり得るもの（タブレット端末等）の購入費用は補助対象外となります。